

家庭用品品質表示法(サングラス)について

「サングラス(処方用のものを除く)」は、日本国内で販売する場合、家庭用品品質表示法に基づく表示が必要です。

この法律では、「サングラス」を販売する場合には、次の名称の何れかを表示し、販売することが義務付けられており、例えば、「分類に不適格な表示をした場合」には、「法律違反」として法律上の制裁を受ける可能性がありますので、ご注意をお願い致します。

◎家庭用品品質表示法の表示法の概略

1. 名称⇒販売時の名称は、『「サングラス」、「偏光サングラス」又は「ファッショングラス」のいずれかの名称を使用し、販売しなければならない。』と定められています。
2. 表示項目⇒表示項目は、『「品名」、「レンズの材質」、「わくの材質—レンズわく、テンプル(に分けて)」、「可視光線透過率」、「紫外線透過率」「使用上の注意」及び「表示者名等の付記(表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号)」』と定められています。
3. 表示方法等⇒表示方法は、「最少販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に、わかりやすく記載すること。具体的には、下げ札若しくはラベルの貼り付け、添付又は取扱説明書等が適当であると考えられる。なお、“使用上の注意”は、消費者が購入した後においても適宜必要な事項であることから、サングラス本体から容易に離れない方法、すなわち、下げ札、ラベルの貼り付け、取扱説明書といった方法にて表示すること。」と定められています。
4. 名称使用時の注意⇒「サングラス」及び「偏光サングラス」の名称を使用して販売する場合、
 - ◎「サングラス」は、「屈折力」及び「平行度」の全ての項目が、定められた基準値に適合していることが、条件となります。
 - ◎「偏光サングラス」は、「屈折力」「平行度」「偏光度」及び「偏光軸のずれ」の全ての項目が、定められた基準値に適合していることが、条件となります。
 - ◎なお、定められた基準に、「全ての項目」又は「一部の項目」が適合しない場合には、「ファッショングラス」として、販売することが可能です。
5. 可視光線透過率⇒「可視光線透過率」は、日本工業規格(JIS T 8141)に定められた方法により、「A標準光」で計測した結果を表示する必要があります。
なお、例えば、「欧州規格(EN 1836:2005/AC:2007)」や「米国国家規格(ANSI Z80.3:2010)」等によって計測した結果では、「使用している標準光源」が異なる(例えば、欧州規格では、D65 標準光、米国国家規格では、C 標準光で、何れの光源も、平均昼光(白色状の光)であるため、レンズカラーやレンズ濃度によっては、「A 標準光(裸電球様のオレンジ色状の光)」の計測結果とは整合しない場合がありますので、注意が必要です。

6. 紫外線透過率⇒「紫外線透過率」は、日本工業規格(JIS T 8141)に定められた方法により、「313 nm」及び「365 nm」の値を計測し、表示に際しては、「365 nm」の値を表示することとなっています。

また、「紫外線透過率の実測値が 1%以下のもの」では、「コンマ以下一桁」を付け、「…以下」の文字を使用して、表示することもできますが、「実測値が、1%を超過するもの」には、この表示方法は使用できませんので、ご注意ください。

◎表示可能例⇒実測値が 1%以下のレンズには、「紫外線透過率：1.0%以下」、「紫外線透過率：0.9%以下」、「紫外線透過率：0.5%以下」、「紫外線透過率：0.1%以下」等の表示方法が可能です。

◎表示不可能例⇒「紫外線透過率：1.5%以下」、「紫外線透過率：2.0%以下」、「紫外線透過率：5.0%以下」、「紫外線透過率：10%以下」等の表示方法は「表示することはできません。」での、ご注意ください。

なお、例えば、「欧洲規格(EN 1836:2005/AC:2007)」や「米国国家規格(ANSI Z80.3:2010)」等によって計測した結果では、「太陽 UV-A 透過率」や「太陽 UV-B 透過率」等の表示がありますが、これらの値は、「313 nm」や「365 nm」の値には整合していないため、注意が必要です。

7. 使用上の注意⇒「使用上の注意」は、次の 3 項目の表示が必須です。

(1) 自動車のフロントガラス等、熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨（偏光サングラスに限る。）

(2) 高温のところに置いたり、傷をつけるような金属と一緒にしまわない旨

(3) あまり長い時間、目にかけない旨（ファッショングラスに限る。）

ただし、(1) の「偏光サングラスに限る。」は、「偏光レンズを使用したファッショングラス」でも、同様の現象が起こることがあるため、「(偏光レンズを使用した) ファッショングラス」にも、表示することを推奨致します。

8. その他の注意事項⇒「レンズの材質」や「わくの材質」を表示する場合、次の事項に従い、表示をして下さい。

(1) 「レンズの材質」では、「…レンズを研磨したもの、レンズを強化したもの又はレンズの表面をコーティングしたものについては、レンズの材質の種類を示す用語の次に、括弧書きで、それぞれの旨を付記すること。」と定められているため、例えば、「ミラーコート処理」や「反射防止コート(AR コート)処理」は勿論のこと、「硬化コート処理 (ハードコーティング処理)」をしたものにも、「レンズの材質：プラスチック(コーティング)」の追加表示が必要となりますので、ご注意下さい。

(2) 「わくの材質」では、「レンズわく」及び「テンプル」に分けて表示し、「…レンズわく及びテンプルに(つる)に、主として使用されている材質の名称をレンズわく及びテンプルごとに、それぞれ適正に表示することとし、…めっき、塗装等を施してあるものについては、わくの材質の種類を示す用語の次に、括弧を付して、その旨を付記する。」と定められているため、次のように表示をして下さい。

なお、「…主として使用されている材質…」とは、一般的に、「構成割合が約50%を超過する材質」と解釈されるため、「構成割合が少ない材質(例えば、金属テンプルに差し込まれている先セル(耳掛けチップ)や、プラスチックテンプルに付けられている金属飾り等)」は、表示の必要は無いものと考えられます。

◎「レンズわくまたはテンプルの主として使用されている材質」が、「プラスチック」である場合は、「塗装使用品」では、例えば、「プラスチック(塗装)」と、「(磨き艶出し等)塗装不使用品」では、例えば、「プラスチック」と、表示して下さい。

◎「レンズわくまたはテンプルの主として使用されている材質」が、「金属」である場合は、「めっき使用品」では、例えば、「ニッケル合金(めっき)」と、「めっき不使用品」では、例えば、「金」と、表示して下さい。

◎「レンズわくまたはテンプルの主として使用されている材質」が、「構成割合が均等(約50%づつの均等)」である場合、例えば、「プラスチック(塗装)及びニッケル合金(めっき)」と、表示して下さい。

サングラスの表示例

品 名	ファッション用グラス
レンズの材質	プラスチック(偏光、コーティング)
わくの材質	
・レンズわく	ニッケル合金(めっき)
・テンプル	ニッケル合金(めっき)
可視光線透過率	25%
紫外線透過率	1.0%以下
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none">・自動車のフロントガラス等、熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがありますので、ご注意ください。・高温のところに置いたり、傷をつけるような金属と一緒にしまわないでください。・あまり長い時間目にかけないでください。
	○○○株式会社
	TEL ××××××